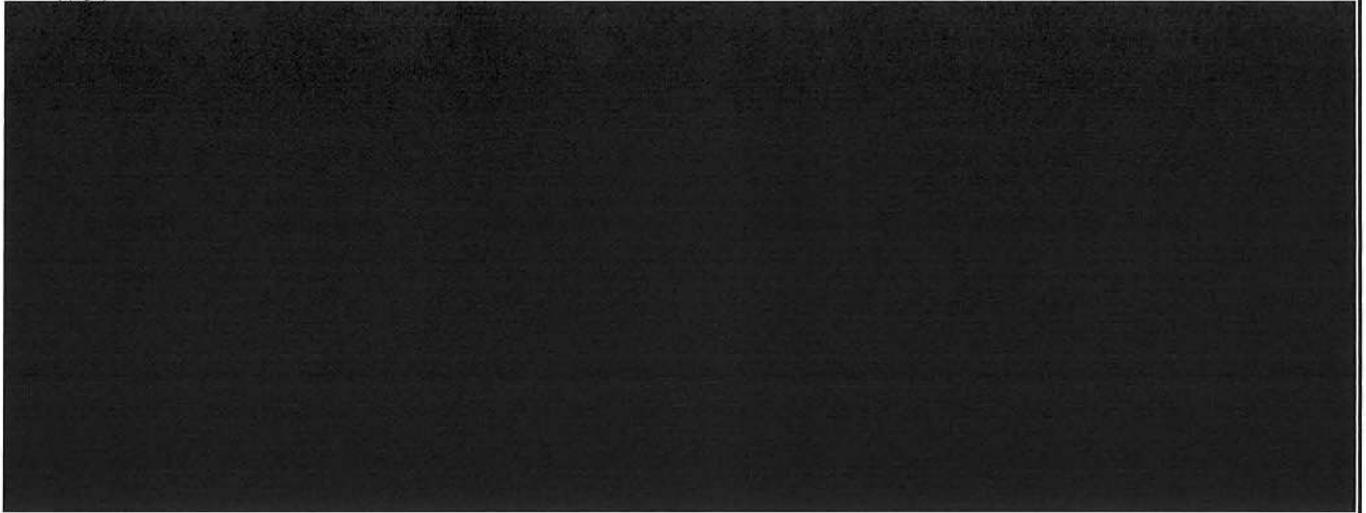


文書回答等を行う事前照会の事績整理票

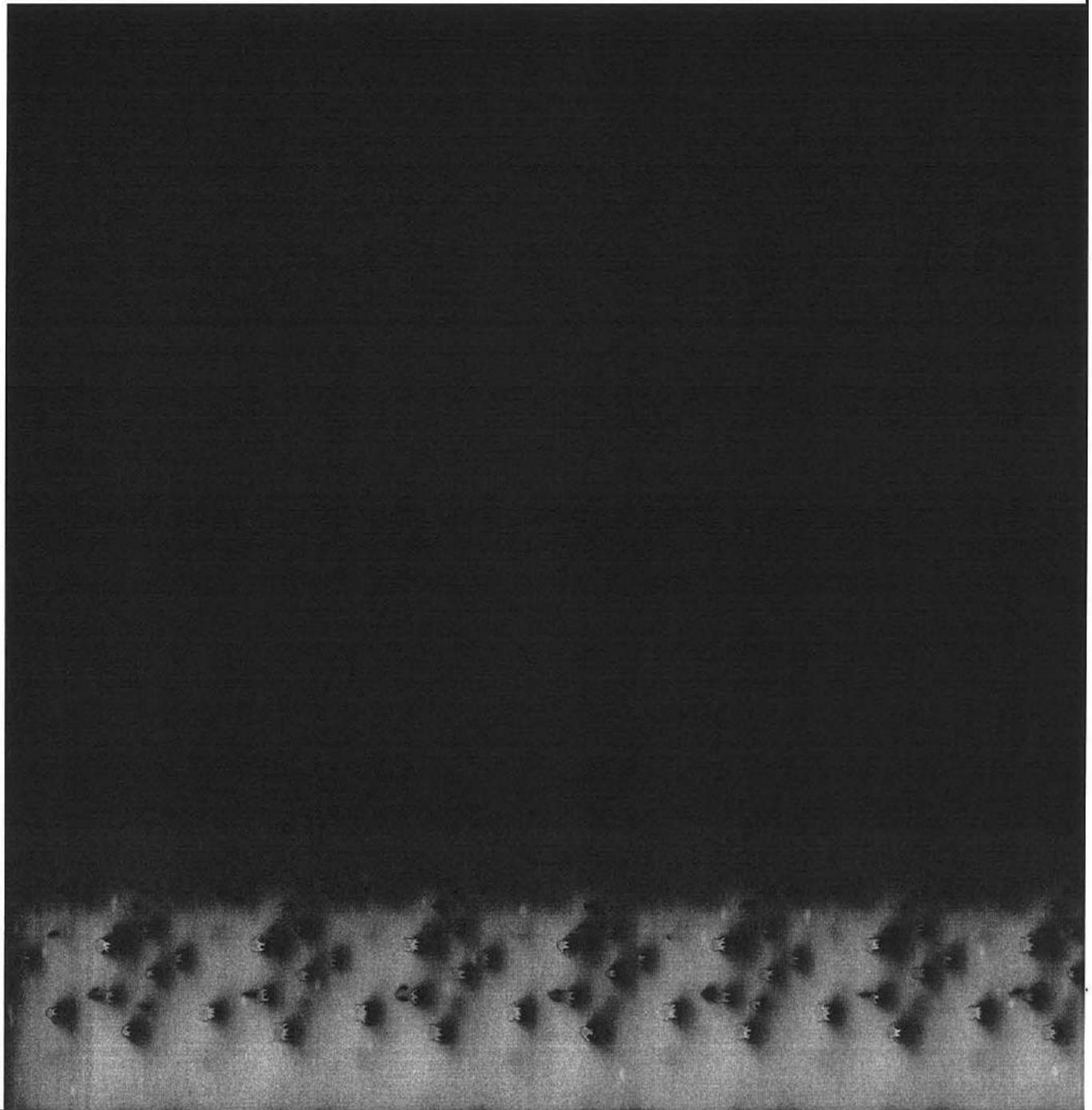
整理番号							
【税 日 等】 <input checked="" type="checkbox"/> 申告所得税 <input type="checkbox"/> 源泉所得税 <input type="checkbox"/> 譲渡・山林所得 <input type="checkbox"/> 相続税・贈与税等 <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税・間接諸税		<p>別途決議書のとおり</p>					
局名		大阪局 課税第一部		関係課	担当者		
担当者		審理課					
照会者	<input type="checkbox"/> 納税者	(照会者名)			照会年月日		
	<input checked="" type="checkbox"/> その他	(役職等) (担当者)			審査開始日		
【照会事項】 仮想通貨交換業者から、流出した仮想通貨の補償として、顧客が同種同額の仮想通貨又は金銭の支払いによる補償を受けた場合の課税関係について							
【事実関係】 外部からの不正アクセスにより仮想通貨取引所が管理する仮想通貨が流出したため、同取引所を運営する仮想通貨交換業者が補償（仮想通貨の返還及び金銭により支払い）を行うことになったが、その場合の顧客の課税関係について							
【照会要旨】 仮想通貨交換業者が顧客に対して行った同種同額の仮想通貨による補償は、流出した仮想通貨を返還したものにすぎないため課税関係は生じず、また、金銭の支払いによる補償は、雑所得と解してよいか。							
【回答要旨等】 ○ 照会内容について 1 流出した仮想通貨は、が、その義務を履行した（仮想通貨を返還した）にすぎないため、顧客に課税関係は生じない。 2 流出した仮想通貨に代えて金銭の支払いによる補償を行った場合、顧客がその補償金と同額で仮想通貨を売却したことにより金銭を得たのと同一の結果を得たことになるため、原則としてが日本円で補償された日の属する年分の雑所得として課税の対象となる。 ○ 文書回答手続について 本件照会は、平成 14 年 6 月 28 日付課審 1-14 ほか 8 課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針）」に基づく事前照会であるが、同事務運営指針 1(7)に定める「取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る事前照会でないこと」に該当しないため、文書回答を行わず、口頭回答を行う予定である（付取下書受理）。 しかしながら、							
処理年月日		処理態様		文書回答 非文書回答 (口頭回答= <input type="checkbox"/> 有・無)		庁	

【事実関係等】

1 概要



2 事実関係



3 検討

(1) [redacted] (流出しなかった分) について

顧客が [redacted] に仮想通貨を預託していた場合、顧客は同社に対して仮想通貨の返還を求める権利を有しているところ、不正アクセスによる仮想通貨の流出の前後においても、顧客は [redacted] に対して仮想通貨の返還を求める権利を引き続き有していることから、その流出時において、顧客に課税関係は生じない。

[redacted] 顧客に課税関係は生じな

い。

(2) [redacted] (流出した分) について

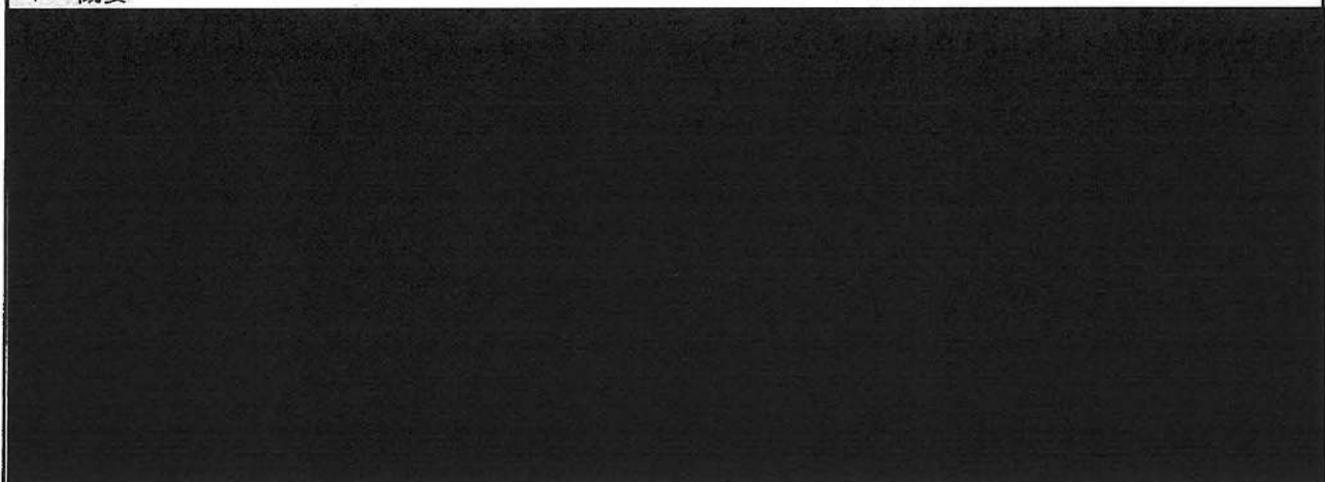
[redacted] 仮想通貨を売却した場合と同一の結果を得たことなることから、原則として [redacted] が日本円で補償された日の属する年分の雑所得として課税の対象となる。

文書回答等を行う事前照会の事績整理票

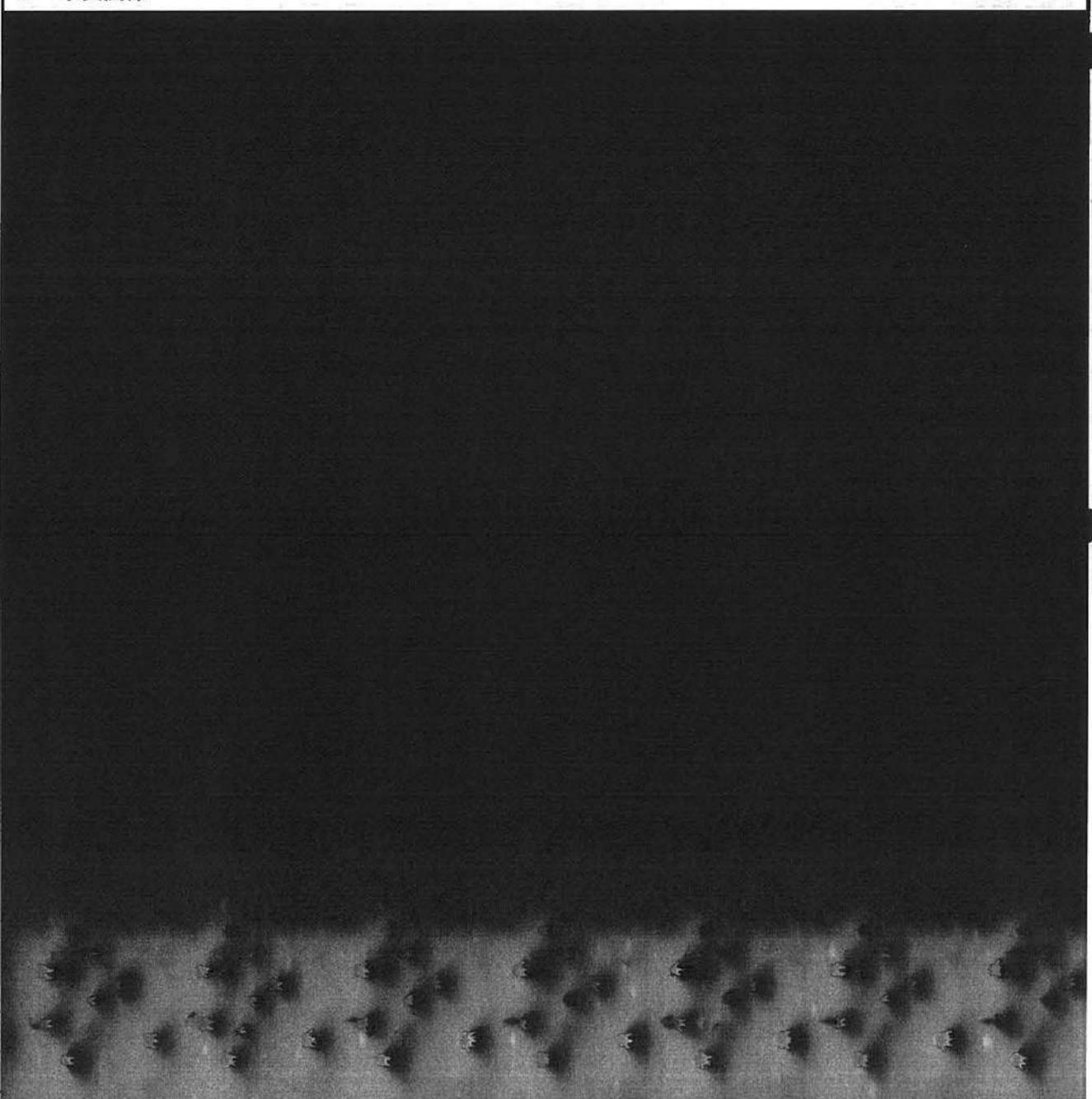
整理番号							
【税 日 等】 <input checked="" type="checkbox"/> 申告所得税 <input type="checkbox"/> 源泉所得税 <input type="checkbox"/> 譲渡・山林所得 <input type="checkbox"/> 相続税・贈与税等 <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税・間接諸税		決裁了					
局名 担当者	大阪局 課税第一部 審理課			関係課		担当者	
照会者	<input type="checkbox"/> 納税者	(照会者名) (役職等) (担当者)				照会年月日	
	<input checked="" type="checkbox"/> その他					審査開始日	
【照会事項】 仮想通貨交換業者から、流出した仮想通貨の補償として、顧客が同種同額の仮想通貨又は金銭の支払いによる補償を受けた場合の課税関係について							
【事実関係】 外部からの不正アクセスにより仮想通貨取引所が管理する仮想通貨が流出したため、同取引所を運営する仮想通貨交換業者が補償（仮想通貨の返還及び金銭により支払い）を行うことになったが、その場合の顧客の課税関係について							
【照会要旨】 仮想通貨交換業者が顧客に対して行った同種同額の仮想通貨による補償は、流出した仮想通貨を返還したものにすぎないため課税関係は生じず、また、金銭の支払いによる補償は、雑所得と解してよいか。							
【回答要旨等】 <input type="radio"/> 照会内容について 1 流出した仮想通貨は、が、その義務を履行した（仮想通貨を返還した）にすぎないため、顧客に課税関係は生じない。 2 流出した仮想通貨に代えて金銭の支払いによる補償を行った場合、顧客がその補償金と同額で仮想通貨を売却したことにより金銭を得たのと同一の結果を得たことになるため、原則としてが日本円で補償された日の属する年分の雑所得として課税の対象となる。 <input type="radio"/> 文書回答手続について 本件照会は、平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針）」に基づく事前照会であるが、同事務運営指針1(7)に定める「取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る事前照会でないこと」に該当しないため、文書回答を行わず、口頭回答を行う予定である（付取下書受理）。 しかしながら、							
処理年月日	処理態様			文書回答 非文書回答（口頭回答= <input checked="" type="checkbox"/> ・無）	庁		

【事実関係等】

1 概要



2 事実関係



3 検討

(1) (流出しなかった分) について

顧客が に仮想通貨を預託していた場合、顧客は同社に対して仮想通貨の返還を求める権利を有しているところ、不正アクセスによる仮想通貨の流出の前後においても、顧客は に対して仮想通貨の返還を求める権利を引き続き有していることから、その流出時において、顧客に課税関係は生じない。

顧客に課税関係は生じな

い。

(2) (流出した分) について

仮想通貨を売却した場合と同一の結果を得たことなることから、原則として が日本円で補償された日の属する年分の雑所得として課税の対象となる。

